



看護教育に関する行政

金子 光

看護に関する行政というものが、実際問題として取扱われたのは、今から3年前の昭和23年の夏、現行法の保健婦助産婦看護婦法が公布され、この制度の正しい発展を目途として実施されたのがその時で、日本では最初であります。

どんなに良い考えも、正しいと思われるあり方も、それが単なる抽象的な意見であり、個人の動きである間は進歩発達ということはないのでありまして、それが制度として組立てられ、行政にのせられてはじめて広く一般的になり、進展も可能になるものであります。その意味からいつて、日本における看護事業は今回はじめて行政上取扱われるに至つたのでありますから、これから進みはじめるわけでありまして。殊に、民主的行政にあつては、過去におけるような取締りの監督といった天降り式やり方ではなく、民衆の先導としてたち、あるいは後方よりこれを援けて積極的に行う指導行政なのであります。したがつて、看護に関する行政も種々の面がありますが、現在の段階で最も重要であり、しかも、事業の根幹をなす看護の教育に重点をおき、あらゆる角度から検討を加え研究し、実施に移す努力がつつけられているのであります。

専門分野の行政は独立すべきであります。個立してはいけない、社会を構成するあらゆるものの共存共栄の原理は、行政の上にも明確にその効力を発揮し、有機的に連繋のとれている行政の分野は力強く、ゆるぎなく民衆の上に繰りひろげられていくのであります。看護教育に関する行政は、純粋な教育の面からは文部省が、そして、技術的実務訓練の面からは厚生省がそれぞれ主管するはすのものであります。現在の行政機構の建前からいつて、目下全面的に厚生省において主管しているのであります。

さて、現在はどんな目的で、どんな方法で、どんな教育行政が行われているかおしらせしましょう。

まず大きく二つに分け養成教育と再教育としてそれぞれ別個の計画をもつています。

養成教育は保助看法にもとずいて文部厚生大臣の指定を受けた学校において、定められた基準の最低限度を含む教育内容によつて新しく看護婦を、保健婦を、そして助産婦を生み出しています。

病院・療養所・診療所等全国にわたる医療施設が必要とする臨床看護婦の数を増やすためには現在105カ所の正規の看護婦学校を最低300カ所までに増加しなくてはならないので、目下137カ所の乙種看護婦養成機関の昇格と、なお設置病院における養成施設の新設を奨励し、新築に必要な経費の一部を国庫で補助しているのであります。

再教育については、元来非常に力を注いで来ているところですが、目的と対策を異にし、3段階の教育計画を樹立し実施しています。中心となるべきものは、地区を単位として3カ月間行われている指導者講習でありまして、これら対象は各病院施設の看護婦長または主任級に対して、基礎看護の知識技能と主任としての管理業務に重点をおき教育が行われ、それぞれの施設において更に下への伝達教育いわゆる院内再教育をなし、施設全般にゆきわたらせることを目的としているのであります。即ち目下活動中の看護婦の中堅層に対する長期講習で、資質向上を目途とする最も中心となるべきものなのであります。〔別表(1)参照〕。次に、この講習終了者の中から、前記の学校における専任の看護教員(専任教員)をつくり出す計画で中央において実施されています。これは現在厚生・文部両省の共同事業で、年2回各3カ月宛実施されています。

〔別表(2)参照〕。したがつて、専任教員となるための教育は前後6カ月をかけているのであります。けれどもなお十分とは申すことができません、更に高められた内容を持ち、一定の資格も与えられるような正規の教員養成機関にまで進展することを希望して努力中のところであります。指導者講習終了者による伝達教育を受ける対象とならない個々の診療所その他の施設、あるいは派出業務につく看護婦一般のためには、都道府県において直接再教育計画をそれぞれの実情に応じ最低1カ月宛を実施されるために国庫は補助を出して依頼しているのであります。府県によつては1回以上、数回に亘つて実施しています。なお国策としての結核療養所勤務の看護婦を特に対象とした指導者講習が前記一般病院看護婦対象の場合と同様に地区を単位に実施され、結核看護に主眼をおいた特別教育が行われているのであります〔別表(4)参照〕。以上はいずれ

も看護婦を対象としたもののみについての説明であります。保健婦・助産婦についても同様の目的で、同様の教育計画が樹立され、実施の運びになっておりますが、事業の性質上、また分布状態によりまして長期の講習を実施することが困難なため、指導者講習は中央においてそれぞれ行われ、地区単位の計画を樹てはいるのであります。学校専任教員の教育は、保健婦は国立公衆衛生院において8カ月実施され、助産婦は厚生省が6カ月実施しています。なお看護教育内容の改善に伴い、公衆衛生および社会問題を臨床看護教育の中に浸透させることによつて生じる看護婦学校専任教員への該必要教育については、新に昭和27年度より国立公衆衛生院のコースに入学させ、共通の教育を行うようになってきたのであります。

結核予防活動を専門に行う保健婦のためには結核予防研修所(旧桐陰学園)において、また母子衛生活動を専門に行う助産婦のためには母子愛育会において、それぞれ純粋な専門的立場から講習が行われていますが、これらの講習に対しても厚生省の主管課としては連繫を持ち援助を与え奨励して一人でも多く当該業務に従事する人々の資質の向上を図つているのであります。

人工栄養で 丈夫に育てるには 大印 滋養糖



牛乳の成分は母乳とちがいます。赤ちゃんが育つにつれて糖分を補足しなければなりません。滋養糖は世界的に用いられている一番安全な糖です。

500瓦 罐入 190円
御希望によりラジオ
東京他3局のベビー
タイムプログラム
説明書ポスター贈呈

東京 新和光堂株式會社 大阪

以上現在実施されているものの他に、今後の問題として考慮し、実現に向つて努力を進めたいと思うことは、一般的看護に関するもの以外は結核と母子が行われているのみであつて、精神・癩・学校看護等専門分野・及び総看護婦長の行う管理業務に対する本格的なものが未だ徹底的に行われていないので、これら特殊施設に勤務するものに対する特殊教育というものが、一般的基礎教育の上の段階として実施されなくてはならない筈だと考えているのであります。公衆衛生と臨床との相関関係も更に深く追求されるべきであり、三者は互いに交流し合いそれぞれの内容を高めるよう努力されなくてはならないと思うのであります。

別表 厚生省が26年度中に行つた看護婦の再教育状況

(1) 幹部看護婦講習会

地区	會 場	受講人員	月 日
北海道	札幌の予定		
東北	国立仙台病院	47	自10月1日 至12月24日
關東信越	國立立 東京第2病院	58	自 9月20日 至12月25日
東海北陸	國立金澤病院	56	自 9月25日 至12月20日
近 畿	國立大阪病院	44	自 9月25日 至12月21日
中 國	國立岡山病院	50	自 9月 日 至12月 日
四 國	國立善通寺病院	50	自10月1日 至12月25日
九 州	國立大村病院	55	自 9月10日 至12月 8日

